

判定士だより

KANAGAWA
VOL-17 2010

「判定士だより」は、神奈川の判定士に応急危険度判定に関する最新のニュースを提供することを目的に、年に1回、神奈川県建築物震後対策推進協議会（以下「協議会」という。）が発行しています。

目次	◆ 特集1 平成21年度応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練	・・・ 1
	◆ 特集2 神奈川県地震被害想定調査の結果	・・・ 4
	◆ 特集3 駿河湾を震源とする地震の被害状況	・・・ 5
	◆ Q & A 講習会での質問等に対する回答	・・・ 6
	◆ 協議会ニュース・県内各地の応急危険度判定訓練	・・・ 8
	◆ インフォメーション	・・・ 10

特集1

平成21年度 応急危険度判定調査参集訓練・模擬訓練

協議会では、毎年、判定士の皆さんと一体となって実践的な訓練を行っています。

本年度は南足柄市怒田において、PC造平屋建て長屋住宅2棟が、前日に地震被害に遭い、被災したと想定し、平成21年10月29日に参集・模擬訓練を実施しました。民間判定士27名及び行政職員23名が参加し、真剣な訓練が行われました。「特集1」では、この訓練の様態を紹介します。

判定調査参集・模擬訓練

（1）判定士の支援要請伝達訓練



平成21年10月28日に、南足柄市から神奈川県に判定士の派遣要請がなされ、県から各自治体に行政間緊急時連絡網により連絡が取られました。

（2）判定士の参集

支援要請を受け、訓練に参加する判定士は、翌日の10月29日に南足柄市福沢公民館に参集しました。



（3）受付

受付で、判定士の皆さんの健康状態を確認し、判定手帳と腕章を携帯しているかを確認、受付簿に登録しました。



（4）判定作業事前説明

コーディネーターにより、調査方法や判定作業の注意事項について説明がありました。



（5）資機材の受取、移動

判定に必要な調査機材を受け取り、2人1組で、判定会場へ徒歩で向かいました。



(6) 判定作業

判定作業は、建物周り、地盤、基礎、外壁、建具、屋根の順に行い、応急危険度判定調査表にランク別等を記載した後、総合判定の結果に基づいて調査済（緑）・要注意（黄色）・危険（赤）の標識を貼ります。模擬訓練では、南足柄市営怒田住宅（PC造平屋建て長屋住宅）の2棟を供試体として判定作業を行いました。判定作業の流れを実際のRC造建築物の応急危険度判定作業の手順に沿って説明します。

①建物概要の把握 （用途、構造、階数、建物寸法などを確認）



💡 地図上の位置は、2人でしっかり確認しましょう。

③隣接建物、周囲地盤状況の把握



💡 周囲の状況把握は、安全な判定作業をする上でも重要です。

⑤損傷した壁の長さ进行调查



💡 調査を実施した壁の全長に対する割合を出します。

⑥調査結果のまとめ、コメントの記入 ⑦判定標識の貼付



💡 コメントは調査表と同じものを記入しましょう。

②落下危険物の調査・転倒危険物の調査



💡 安全作業のため詳細調査の前に確認しましょう。

④構造躯体の不同沈下の確認



💡 傾斜した建物が、自重を支える能力があるかどうかを調査しましょう。

判定活動は、2人1組で役割を決め、短時間に的確かつ効率よく行って下さい。そのため外観目視での調査が原則となります。また、一見して危険な建築物は詳細調査を省略して下さい。

判定作業はボランティアとして行っていただくものですので、あえて危険な場所に立ち入る必要はありません。無理のない行動を心がけ、実際に判定する人と、そこから少し離れて監視する人に役割を分担するなど、安全には十分に配慮しましょう。

⑧調査機材の返却、報告



⑨判定例の参考説明、講評

コーディネーターが作成した応急危険度判定調査表の各項目と総合判定の説明、判定結果に対するコメントが行われ、参加された判定士の皆さんが自分の判定との比較をしました。

⑩終了、解散

約2時間半の模擬訓練が終了。判定士の皆さん大変お疲れ様でした。



判定結果の集計

◆ 判定結果集計表（10月29日 判定士ー25組）

建築物名称	建 物 ①			建 物 ②		
想定判定結果	調査済（緑）			危険（赤）		
調査時の着目点	・落下危険物、転倒危険物の有無 ・損傷を受けている壁の枚数			・損傷度Ⅳ及びⅤの壁の枚数 ・壁の傾斜 ・落下危険物、転倒危険物の有無		
訓練判定結果 （判定標識）	調査済（緑）	要注意（黄）	危険（赤）	調査済（緑）	要注意（黄）	危険（赤）
	20組	5組	0組	0組	5組	20組
判定士が貼付した 標識の主な コメント(要約)	・震災による被害はほとんどなし。 ・窓ガラス破損あり。落下に注意。			・外壁にひび割れが見られるので建物には近寄らないで下さい。 ・構造躯体の壁が損傷しているため危険です。 ・雨樋の落下の危険あり。		

訓練参加者の感想等

- 柱（壁）の被害の損傷度の判定が難しかった。
- 他の構造や高層建築物の模擬訓練にも参加したい。
- 耐力壁の亀裂の程度の判断が目視のみでは難しい。
- 安全を考えて、きびしめの判定になった。また判定結果が危険になったが見た目にはそれほど危険ではない場合、住民とトラブルになりそうな気がした。
- 現地で判定を行うと思ったより時間が経過していた。的確に能率よく判定することが必要だと思った。
- 机上の講習だけでは漠然としていたことが、実際に判定を行うことで明確になり理解が深まった。
- 実際に判定してみると戸惑うことが多く今回体験できて良かった。たくさんの方が模擬訓練を経験することが必要だと思った。

総 評

- 建物①は、想定判定結果が「調査済（緑）」でした。しかし、窓ガラスの一部に破損があったことなどから、「要注意（黄）」と判定する組が2割ありましたが、概ね想定通りの判定結果となりました。
- 建物②は、損傷度Ⅳ及びⅤの壁の割合が多かったため想定判定結果は「危険（赤）」でした。判定結果は「危険（赤）」が8割、「要注意（黄）」が2割となり概ね想定通りとなりました。

※判定標識(判定ステッカー)注記欄のコメントは、「危険(赤)」・「要注意(黄)」・「調査済(緑)」の判定結果に拘らず、必ず記載し、二次災害の防止を図ることが重要です。

(例) <建物①の場合>

「壁パネルの一部ひび割れによる構造躯体への影響はありませんが、剥がれ落ちる場合もありますので、注意してください。」

<建物②の場合>

「壁パネルの破断やひび割れが生じており、倒壊の恐れがあるので建物内に立ち入らないようにしてください。」



<建物②の壁の状況>



来年度の訓練にも、幅広く
たくさんの判定士の皆さんの
参加をお待ちしています。

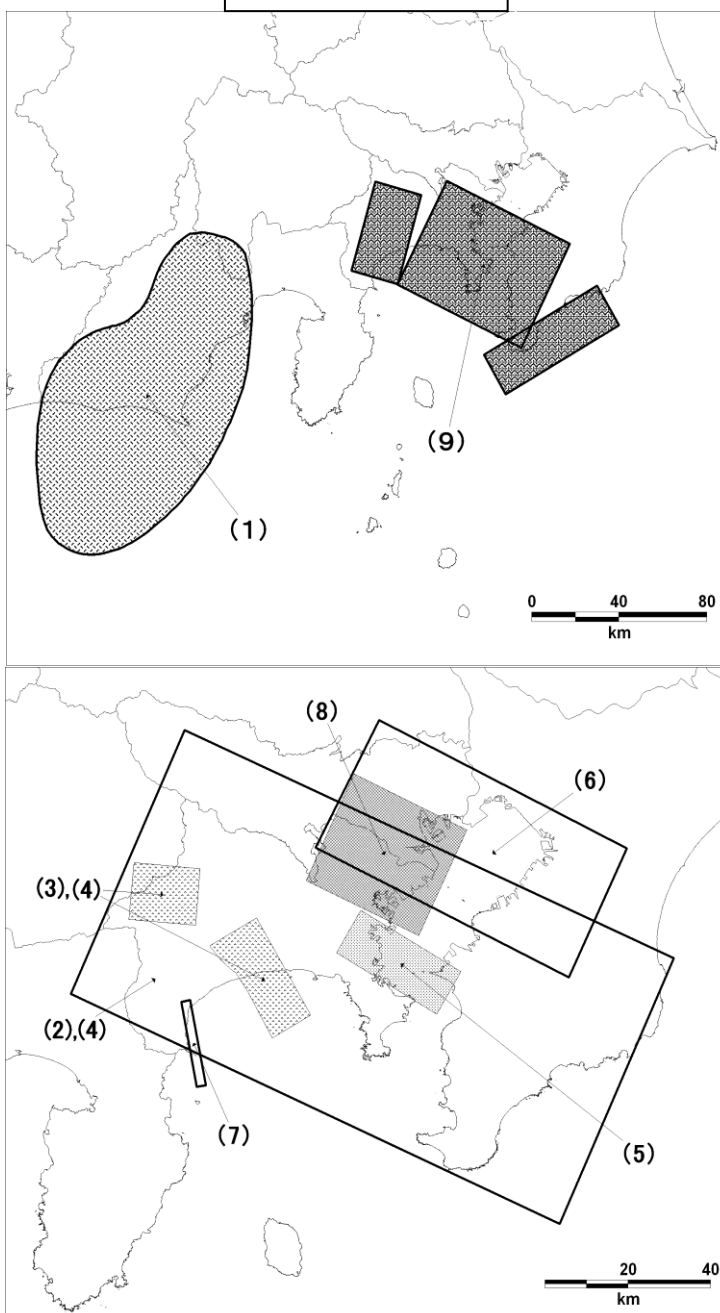
現在本県では、「東海地震」や「神奈川県西部地震」の発生の切迫性が指摘され、また、「首都直下地震」の発生が懸念されるなど、大規模地震災害に対する備えは喫緊の課題となっています。

このたび県では、前回調査から10年ぶりに、9つの地震について、新たな地震学上の知見や、使用可能な最新の住宅や人口等のデータを用いて被害想定調査を実施しました。

○神奈川県地震被害想定調査の結果について(主な特徴)

- ・ 新たに調査対象とした「三浦半島断層群の地震」(マグニチュード7.2)が、冬の18時に発生した場合、県の東部から中央部にかけて震度6弱以上のゆれに見舞われ、死者数4,350人、経済被害額40.4兆円という大きな被害の発生が想定されます。
- ・ 従来から発生の切迫性が指摘されている「神奈川県西部地震」(マグニチュード7.0)が、夏の12時に発生した場合、県の西部地域で震度6弱以上のゆれに見舞われ、死者数2,610人(うち、津波による死者数2,460人)という大きな被害の発生が想定されます。

想定地震の震源域



- (1) 東海地震
- (2) 南関東地震
- (3) 神縄・国府津一松田断層帯の地震
- (4) (参考) 南関東地震と神縄・国府津一松田断層帯の連動地震
※同地震の震源は、(2)と(3)を組み合わせ設定。
- (5) 三浦半島断層群の地震
- (6) 東京湾北部地震
- (7) 神奈川県西部地震
- (8) 神奈川県東部地震
- (9) (参考) 元禄型関東地震 ※津波予測のみ。

○地震被害想定結果一覧表(冬18時を想定)

想定地震	マグニチュード	全壊棟数	半壊棟数
東海地震	8.0	12,720	100,630
南関東地震	7.9	410,620	403,120
神縄・国府津一松田断層帯の地震	7.5	117,600	220,180
(参考) 南関東地震と神縄・国府津一松田断層帯の連動地震	7.9	472,660	433,660
三浦半島断層群の地震	7.2	250,040	273,500
東京湾北部地震	7.3	33,660	150,230
神奈川県西部地震	7.0	22,200	36,400
神奈川県東部地震	7.0	16,870	81,810
(参考) 元禄型関東地震	8.1	(700)	(1,770)

(出典：神奈川県地震被害想定調査報告書(概要版)〔平成21年3月〕より抜粋)

※ 元禄型関東地震については、津波による建物被害のみを示しています。なお、当該報告書については、神奈川県安全防災局のHPに掲載しています。

平成21年8月11日に震度6弱を観測する駿河湾を震源とする地震が発生しました。本県に応急危険度の派遣要請はありませんでしたが、地震被害等についてご紹介します。

まず、周期1秒以上の揺れが強い場合に、橋などの構造物の被害が大きくなる^{*1}ことが分かっていますが、今回発生した地震は、これ以下であったと分析されています。また、被害状況からは、日頃からの備えで地震の被害を軽減できる結果がでています。

なお、地震の特性や被害については、以下のとおりでした。

地震の概要

- 平成21年8月11日 午前5時7分発生
- 駿河湾御前崎沖を震源とするマグニチュード6.5の地震
- 静岡県内4市で震度6弱、8市町で震度5強を観測
- 住宅の被害状況
 - ・半壊：5棟
 - ・一部損壊：8,392棟（大多数が瓦屋根の損壊）
- 人的被害（11月24日）
 - ・死者1名（原因：本の下敷による胸腹部圧迫による窒息死）
 - ・負傷者311名（うち18名重傷者）

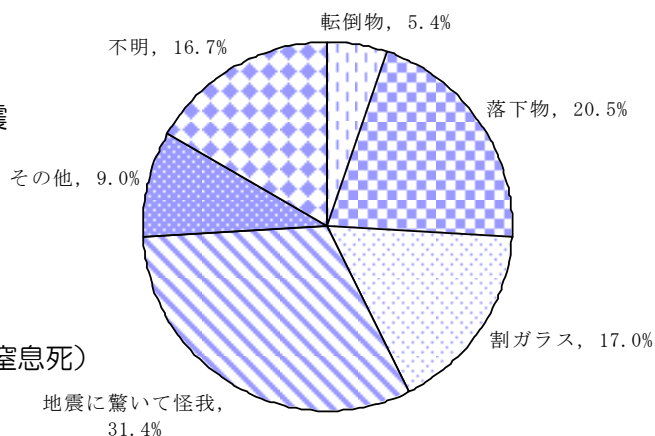


図 人的被害の状況（平成21年9月29日15時）

地震の揺れの成分

建物の被害状況は、全壊が無く、瓦屋根の損傷や落下が多かった。地震の最も強い揺れの成分は、0.3～0.5秒の短い周期の波が中心であり、「キラーパス」と呼ばれる木造住宅などの建物に大きな被害を与えるといわれる1～2秒の周期の地震波ではなかった^{*2}。

怪我の原因

怪我の原因は、42.9%（落下物・割ガラス・転倒物）が家の中の家具固定や落下対策などの不備による怪我、31.0%が地震に驚いたことによる怪我であった。

静岡県の家具の固定率は内閣府の調査で全国最高レベル^{*3}であり、東海地震もいつかくるという住民の備えも被害の軽減に役立ったようであるが、それでも家具固定や落下対策、地震に驚いたことによる事故が発生している。

震度の影響

総務省消防庁によると、震度6弱の揺れがあった静岡県焼津市のけが人は20人。人口1万人あたりのけが人は1.3人で、一昨年6月の岩手・宮城内陸地震で震度6弱を観測した宮城県大和市の5.9人に比べて少ない^{*3}。同じ震度であっても状況・人的被害にかなりの違いが見られる。



写真1 住宅の屋根瓦被害



写真2 住宅の屋根瓦被害



写真3 半壊した住宅の被害

□引用文献

- *1 駿河湾を震源とする地震同の構造物への影響について（速報値）、国土技術政策総合研究所、平成21年8月13日
- *2 建築防災2009.12、「平成21年8月11日に発生した駿河湾を震源とする地震による静岡県内の建築物等の被害報告」、柳敏幸、大石武司、鈴木行男、酒井章次、（財）日本建築防災協会、p28、平成21年12月1日
- *3 朝日新聞8月12日

□参照文献

建築防災2009.12、静岡県地震速報（第25報）

写真1～3は、静岡県県民部建築住宅局建築安全推進室よりご提供いただきました。

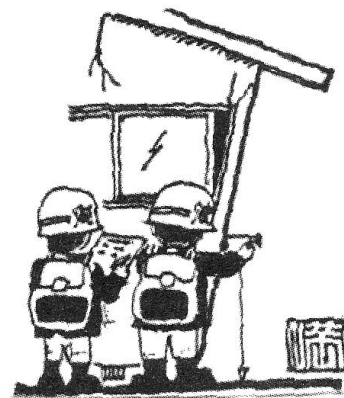


講習会での質問等に対する回答

平成21年度応急危険度判定講習会において受講者からいただいたご質問や過去に質問があった項目について回答いたします。また、これまでのご質問やご意見等については、協議会ホームページをご参照ください。

(<http://www3.ocn.ne.jp/~ka.singo/soudan.htm>)

なお、文中の手帳ページは改訂版の応急危険度判定手帳（緑表紙）を使用していますが、手帳は印刷年度により若干ページが異なります。文中()内のページについては、ウラ表紙に透明ポケットが付いている手帳ページです。

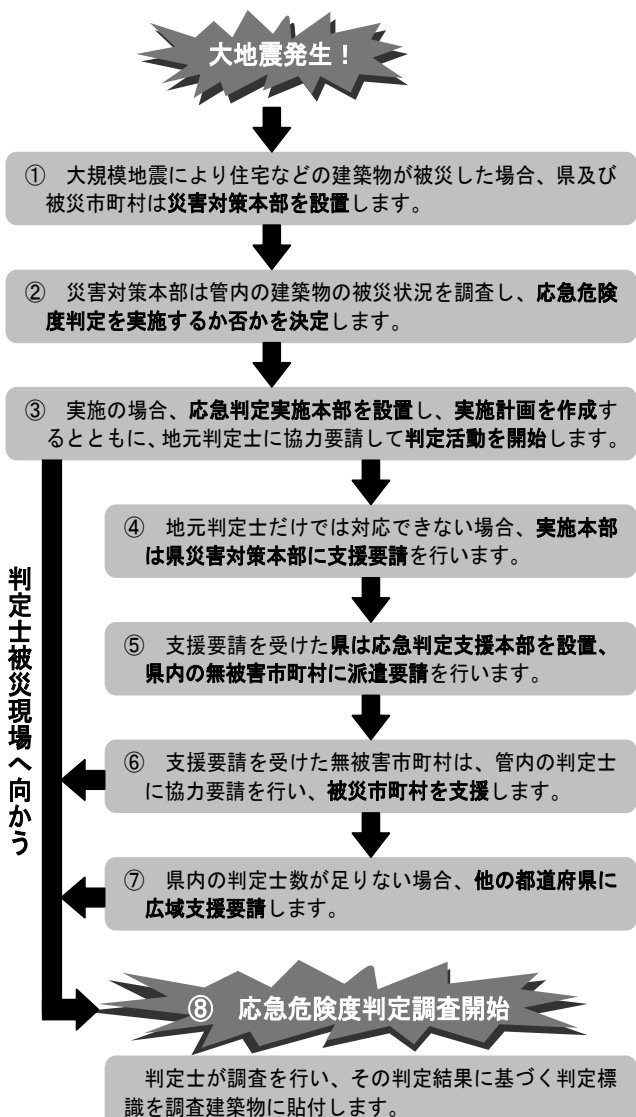


制度編（講習会、訓練、補償等）

Q-1 「応急危険度判定」はいつ、誰が、行うのか。

A-1 「応急危険度判定」は地震発生の1～2日後から余震が繰返し発生する2週間くらいの間に、市町村から依頼を受けた「応急危険度判定士」が行います。判定の流れは、次のとおりです。

◇ 判定の流れ



Q-2 判定活動時の行動として交通費・宿泊費はどうなるのか。

A-2 自宅から参集場所までは実費ですが、参集場所から現地まで及び宿泊費等は災害対策本部の指示に従います。

Q-3 判定士が被災地での活動中に事故が生じた場合の加入保険保障の内容についてどうなるのか。

A-3 判定士の応急危険度判定活動中等における万一の事故に備えて、事前に協議会が県内において判定活動を行う判定士に対して、天災危険担保特約付き傷害保険に加入しています。この保険の対象となる範囲は「行政側からの要請を受けた判定士が、判定を目的に活動する期間となります。

Q-4 県内外に引越した場合どうすればよいのか。

A-4 居住地の支部に登録していただくことが原則になっておりますので、県内の転居の場合は変更届の提出により、居住地のある市町村の支部に登録されます。

また、居住地や勤務地共に神奈川県外となった場合には、転居先の都道府県に登録申請などの事務手続が必要となりますので、事務局にご連絡をお願いします。なお、都道府県により資格要件が異なることがありますのでご了承ください。

Q-5 用具（リュック、作業着、判定用具、その他）の準備とその内容はどうか。

A-5 協議会では、有事に備え判定資機材の備蓄を行っていますが、数に限りがあります。

また、他県では機材等が備蓄されていない場合もありますので、手帳のP21（P24）を参考に、持参できるものがあれば用意してください。



Q-1 実際に現地での対応のため、訓練を希望したいが。	Q-8 S造等でアスベスト使用の建物も多くあると思いますが、判定活動時の対応はどうすべきか。また、対応しているマスクは用意していただけるか。
A-1 協議会では年1回模擬訓練を実施し、判定技術の向上を図っています。募集等の詳細については、協議会のホームページをご覧ください。また、判定士の各支部事務局までお問い合わせください。	A-8 昭和63年に吹付けアスベストの粉じん飛散防止対策が謳われて以来、飛散性アスベストの対策は進んでいると思われますが、非飛散性アスベスト製品が使われた建物はまだかなりの数があると推測されます。破損していない限り飛散性は少ないようですが、判定活動中に疑わしい製品を認めた場合は、判定標識の注記欄に記入して近づかないよう周知すると共に、封じ込め作業を実施すべきか検討するためにも判定実施本部に注意が必要である旨を連絡してください。 また、マスク類は備蓄していませんので、防塵のためにも持参されるようお願いいたします。
Q-2 判定時に危険なものがある場合、それを取り除いてよいのか。	Q-9 内観調査が必要でそれを実施する場合の判断基準、判定基準は？
A-2 判定士の方の安全が第一ですので、危険箇所には立ち入らず、コメント欄にその状況を記載してください。	A-9 内観調査など建築物等への立ち入り調査に関しては、実施本部の指示により実施して下さい。判定作業へ向かう前にコーディネーターが調査方法等について説明します。内観調査は居住者等からのヒヤリングによるものでも構いません。内観調査を行う場合、判定に内観調査を加味します。判断基準は判定手帳P55～の判定調査参資料を参照して下さい。内観調査でCランクとなったものについては、調査表の壁の欄に、外壁の被害に拠らず内装の害として「Cランク」として下さい。外壁の調査結果がもしBランクであれば、内装のほうが被害が大きいのでCランクとして下さい。なお、Aランク、Bランクとなる場合は、判定に加味しないで結構です。 最後のコメント欄に内容を記載し、居住者に注意をうながすようにして下さい。
Q-3 調査1で一见して危険と判定したら、調査2、3はやらなくてもよいのか。	Q-10 要注意のケースで居住者から生活して良いか否か聞かれた場合の対応は。
A-3 調査1で一见して危険と判定したら、該当欄に記入し総合判定に進み調査を終了して下さい。	A-10 手帳P23～P25(P27・P28)を参照し、判定士として、また、建築専門家として知識、経験を基に適切に回答して下さい。
Q-4 Aランクの場合、内観調査を行うことが望ましいとの説明であったが、居住者の了解を得て実地する必要はあるか。その際、内壁にクラック等があった場合は判定ランクを変えるのか。	Q-11 『罹災(りさい)証明』との違いを聞かれた場合、どのように答えたらよいのか。
A-4 居住者の了解を必ず得てください。不在であれば、外観より判断をしてください。その際、内壁にクラック等があった場合は判定ランクを変更してください。	A-11 「応急危険度判定は、あくまで二次災害を防ぐことを目的としており、『罹災(りさい)証明』とはまったく関係ありません。」と回答して下さい。
Q-5 調査1、2、3の順番を、「1→3→2」としている理由は何か。	
A-5 事前に落下危険物を調査することで、調査中の判定士の安全を確保するためです。	
Q-6 判定結果の責任は本部が負うとあるが、判定のジャッジに迷うようなケースはどうすれば良いか。	
A-6 判定の際のポイントは、手帳に記載してありますので、判定活動中は常時携帯し、迷うようなケースがあれば参考にしてください。また、判定活動は2人1組になって行いますので、両名でご相談の上判定していただければ判定内容が平準化されると思われます。なお、協議会では実際の建築物を利用した模擬訓練を毎年実施していますので、経験を積むためにもご参加下さい。	
Q-7 判定調査表の記入について不完全に理解している部分があるが、もし召集されたら、いきなり現場へ行くのか？	
A-7 現地の判定活動へ向かう前に、現地判定実施本部のコーディネーターより判定についての説明があります。	

県内各地の応急危険度判定訓練

ここでは、協議会が開催した応急危険度判定訓練のほかに、平成21年度に県内各市町村が独自に開催した応急危険度判定訓練について紹介します。

厚木市職員総合防災訓練

実施日：平成21年9月5日（土）

場所：厚木市役所 本庁舎及び第二庁舎

訓練内容：市職員23名を対象に参集訓練を行った後、第一優先判定建築物であり、判定拠点となる市役所庁舎2棟について、想定した被災状況に基づいた応急危険度判定訓練を実施するとともに、判定技術向上のための研修会を開催しました。



その他実施状況

茅ヶ崎市総合防災訓練

実施日：平成21年8月23日（日）

場所：市立東海岸小学校

訓練内容：市職員が校舎及び体育館を被災建物と想定し、応急危険度判定模擬訓練を行いました。



秦野市総合防災訓練

実施日：平成21年10月30日（日）

場所：市内各避難所となる市内22の小中学校

訓練内容：各避難所において、各学校の担当の市職員及び民間判定士が判定訓練を行いました。



開成町防災訓練

実施日：平成21年9月6日（日）

場所：町内

訓練内容：応急危険度判定シュミレーション及び町民への概要説明



コーディネーター・シナリオ演習の実施

大規模地震発生時に設置される神奈川県及び被災市町村の災害対策本部では、被害状況等を早急に把握し、様々な応急対策を迅速かつ的確に実施していく責務があります。

その応急対策の一つとして、「応急危険度判定活動」があり、その際に多くの判定士の方の受入れや判定活動が円滑かつ効果的に行えるよう行政職員が「コーディネーター」として判定士の方々のサポートをいたします。

協議会では、この「コーディネーター」が地震発生後の役割を体系的に習得するため、毎年、県及び市町村職員を対象に、大規模地震を想定したシナリオによる図上演習を行い、判定活動実施の際の初動体制等の確立や充実強化を図っています。

平成21年度は、想定地震を南関東地震とし、開催会場である厚木市及び横須賀市を対象地として、具体的な演習を下記のとおり計3回実施いたしました。



- ① 平成21年10月22日（木）：厚木市ヤングコミュニティセンター（45名出席）
- ② 平成21年11月20日（金）：厚木市ヤングコミュニティセンター（53名出席）
- ③ 平成22年 1月25日（月）：横須賀市役所本館正庁（45名出席）



応急危険度判定講習会の実施

協議会では毎年、判定士の方を対象とした講習会を県内各地で開催しています。平成21年度も「新規登録者・更新者向け」として5回、「更新者向け」として2回の計7回開催し、新規受講者281名、更新者・聴講者508名、合計789名の方が受講いたしました。

平成22年度も同様に計7回の講習会を下記のとおり予定しています。

詳細内容については、協議会ホームページ等でご案内いたします。ぜひ受講してください。

開催日	開催地	対象者
① 平成22年 7月21日（水）	：横 浜（1）	「新規登録者・更新者向け」
② 平成22年 8月25日（水）	：横 浜（2）	「更新者向け」
③ 平成22年 9月15日（水）	：大 和	「新規登録者・更新者向け」
④ 平成22年10月 7日（木）予定	：川 崎	「新規登録者・更新者向け」
⑤ 平成22年11月10日（水）	：平 塚	「更新者向け」
⑥ 平成22年12月15日（水）	：横 浜（3）	「新規登録者・更新者向け」
⑦ 平成23年 1月12日（水）	：藤 沢	「新規登録者・更新者向け」

更新手続きについてのお知らせ

判定士の認定の有効期間は5年ですが、平成12年から認定を辞退される方以外は「自動更新」となりましたので、更新手続きは不要です。

認定の有効期限が近づいた判定士の方には、新しい認定証をご自宅にお送りしています。

このため、住所の変更などがある場合は必ず、判定士の登録や更新に関する窓口である**(財)神奈川県建築安全協会（TEL 045-212-4511）**にご連絡をお願いします。なお、応急危険度判定士認定申請事項変更届は協議会のホームページからダウンロードできます。

協議会ホームページのご案内

協議会では、判定制度や活動状況等に関する**情報の公開**と「一般」・「判定士になりたい人」・「判定士」の方々との**コミュニケーション**を目的にホームページ（HP）を開設しています。また、「**宅地危険度判定**」制度についても紹介しています。

■HPの構成

トップページ

協議会で主催する応急危険度判定調査
参集訓練・模擬訓練・講習会のお知らせ
は、このホームページに掲載されます。

協議会規約

地震のページ

応急危険度判定

宅地危険度判定

応急危険度判定要綱

事業内容

行政担当窓口

トピックス

応急危険度判定・早分かり

過去の応急危険度判定

判定士になりたい方へ

判定士への情報コーナー

応急危険度判定の関係機関

応急危険度判定・質問コーナー

宅地危険度判定・早分かり

行政担当窓口

Eメールアドレス登録のお願い

協議会では、判定士の方に**Eメールアドレスの登録**をお願いしています。判定士の方に**直接情報提供**を行っていくとともに、**災害時の協力要請の一つの手段**として活用していく予定です。登録の方法については、**ホームページ**をご覧ください。

居住地・勤務先等に変更が生じた場合のお願い

ご存知のように、神奈川県震災建築物応急危険度判定士認定要綱第3条（認定等）の規定には、**神奈川県内在住または在勤**という条件があり、判定士の皆さんは県知事の認定を受けて神奈川県に登録されています。居住地・勤務地等に変更が生じた場合には次のとおりお願いします。

■ 転居等された場合、変更届の提出をお忘れなく！

居住地や勤務地等に変更が生じた場合には、緊急時の電話等による連絡に支障をきたしますので、「**変更届**」の提出をお願いします。

■ 県外へ転居等された場合、事務局にご一報を！

転居等により、**居住地や勤務地共に神奈川県外**となった場合には、転居先の都道府県に登録申請などの事務手続きが必要となりますので、事務局にご連絡をお願いします。なお、**都道府県により資格要件が異なる**ことがありますのでご了承ください。

判定士だよりのペーパーレス化(印刷物の送付終了)のお知らせ

協議会では、毎年1回発行する判定士だよりについて、協議会のホームページに掲載するとともに、判定士の皆さんに印刷したものを送付させていただいておりましたが、このたび見直しを行った結果、**今回の判定士だよりの送付を最後に、印刷物としての送付を終了**させていただくことになりました。

なお、判定士だよりの編集及び協議会ホームページへの掲載は、**今後も引続き行います**ので、ご理解いただきたく、よろしくお願いします。

判定士だより

VOL-17 2010

◆発行日：平成22年3月19日

◆発行：

神奈川県建築物震後対策推進協議会
(事務局) 神奈川県県土整備部建築指導課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
TEL 045-210-1111 (内線6257, 6258)

◆作成・編集：

神奈川県建築物震後対策推進協議会
応急危険度判定部会 広報分科会
財団法人 神奈川県建築安全協会
TEL 045-212-4511

編集後記

昨年8月に駿河湾の地震、本年1月にはハイチ地震が発生し改めて地震の恐ろしさと、耐震・震後対策の重要性を感じました。大規模地震に対しての緊張感が高まるなか、協議会では判定活動が円滑かつ迅速に実施できる体制整備を引続き行いたいと考えています。

震災時には判定士の皆様の知識や技能が必要となりますので、講習会や模擬訓練等で能力の向上に努め、判定活動に備えていただきたいと思います。今後ともご理解とご協力をお願いいたします。

(広報分科会主査市：相模原市)